

INFORMATION

市役所からのお知らせ



人口 14.2.1 現在
()内は前月比
人口 / 318,766人(17)
男 / 152,238人(45)
女 / 166,528人(+ 28)
1月分・出生 208人
・死亡 203人
・転入 516人
・転出 538人
世帯 / 124,813世帯(+ 38)

1 国民年金が 4月から変わります

国民年金の納付や届け出などが4月1日から次のとおり変わります。
保険料納付書は、社会保険庁から送られ、国に直接納めることとなります。
第3号被保険者(会社員・公務員に扶養されている妻または夫)の届け出先は、配偶者の勤務先が変わります。
所得が少ないなど、保険料納付が困難な方のために、「全額免除」のほか「半額免除」制度がスタートします。
詳しくは、今号広報あきたに折り込みの国民年金特集号をご覧ください。
問い合わせ 国民年金課
☎(866)2097

2 バイク・軽自動車の 廃車申告を忘れずに

平成14年度の軽自動車税は、今年4月1日現在でバイクや軽自動車などを所有しているかたに課税されます。廃車したいバイクや軽自動車などをお持ちのかたは、必ず4月1日(月)までに廃車の申告を済ませてください。うっかり廃車の申告を忘れていたり、4月2日以降に申告すると、1年分税金がかかりますのでご注意ください。

廃車の申告を受け付ける場所は次の

とおりです。

原動機付自転車(125cc以下のバイク)、小型特殊自動車(農耕作業用のものを含む)など＝市民税課13番窓口
四輪の軽自動車、軽二輪(125cc超250cc以下のバイク)＝秋田県軽自動車協会(秋田陸運支局向かい)☎(862)6219
二輪の小型自動車(250cc超のバイク)＝秋田陸運支局☎(863)5811
問い合わせ 市民税課税制担当
☎(866)2054

3 市民税・県民税の 申告を忘れずに

平成14年度分市民税・県民税の申告を地区ごとの日程にしたがって受け付けています。詳しくは、広報あきた1月25日号をご覧ください。また、お住まいの地区の指定日に申告できなかったかたは、3月15日(金)まで秋田市庁舎分館1階市役所裏で申告してください。

受け付け期間終了間際になると、会場が混みあいますので、早めの申告をお願いいたします。

問い合わせ 市民税課個人市民税担当 ☎(866)2055

4 市政にあなたのご意見を 募集中

市政に関する建設的な意見、要望、

提案などをお寄せいただく市政モニターを募集します。「通信はがき」の提出や、市の事業をテーマに意見交換などを行うモニター座談会、市の施設を見学する施設見学会にも参加していただきます。報酬は特にありません。

対象/市政に関心のある20歳以上のかたで市内在住者
任期/2年間(平成14年4月1日～平成16年3月31日)

募集人数/40人程度(応募者多数の場合は、抽選になります)

応募方法/郵便はがきに住所、氏名(ふりがな)、生年月日、年齢、性別、職業、電話番号、応募の動機を書いて、

3月8日(金)まで、〒010 8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所市民相談室へ。 ☎(866)2039

5 水道モニターを 募集します

水道事業に関するご意見、情報をお寄せいただく水道モニターを募集します。月1回の「モニター報告書」の提出や、モニター懇談会、施設見学会(年2回程度で平日実施)への参加など。

なお、モニターは、設置する際の地域バランスなどを考慮して選出し、結果は3月中旬頃通知します。

対象/市の水道を使用している20歳以上のかたで市内在住者

任期/2年間(平成14年4月1日～平